| | | |
|---|---|---|
| ○世帯主の年齢階級別収入と支出 | 平成11年12月28日から平成12年12月27日まで | 建設省建設経済局調査情報課 |
| ○世帯主の職業別収入と支出 | | |
| ○世帯主の産業別収入と支出 | | |
| ○世帯主の勤め先企業規模別収入と支出 | | |
| ○世帯類型別収入と支出 | | |
| ○世帯属性別、品目別支出金額、購入数量等 | | |
| ○世帯属性別世帯分布 | | |
| 平成11年11月分（勤労者世帯暫定結果） | 平成11年12月10日 | 建設省建設経済局調査情報課 |
| （全国、都市階級、地方、都道府県庁所在市別について） | | |
| ○収入と支出 | | |
| ○収入階級別収入と支出 | | |
| ○住居の所有関係別収入と支出 | | |
| ○世帯人員別収入と支出 | | |
| ○世帯主の年齢階級別収入と支出 | | |
| ○世帯主の職業別収入と支出 | | |
| ○世帯主の産業別収入と支出 | | |
| ○世帯主の勤め先企業規模別収入と支出 | | |
| ○世帯類型別収入と支出 | | |
| ○世帯属性別、品目別支出金額、購入数量等 | | |
| ○世帯属性別世帯分布 | | |
| （平成11年度第2期分） | | |
| ○産業大分類、年度別営業状況 | | |
| ○産業特殊中分類別営業状況 | | |
| ○産業大分類、従業者規模別営業状況 | | |
| ○産業大分類、都市階級、従業者規模別営業状況 | | |
| ○産業大分類、地方、従業者規模別営業状況 | | |
| ○産業特殊中分類、営業利益率階級別企業分布 | | |
| ○産業大分類、雇用者の有無、雇用者規模、営業利益率階級別企業分布 | | |
| 平成10年度学校教員統計調査年齢区分別専門分野（中分類）別教員数 | 平成11年12月3日以降 | 総務庁統計局統計調査部経済統計課 |
| ○大学の本務教員数 | | |
| ○大学の兼務教員数 | | |
| ○短期大学の本務教員数 | | |
| ○短期大学の兼務教員数 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 建築着工統計 | 平成11年12月28日から平成12年12月27日まで | 建設省建設経済局調査情報課 |
| 建設工事統計 | 平成11年12月11日から平成12年12月10日まで | 建設省建設経済局調査情報課 |

## ○厚生省告示第五十六号

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第一条第二項第六号の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生大臣が定める医療又は介護に関する給付を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。

平成十二年三月七日

厚生大臣　丹羽　雄哉

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令第一条第二項第六号の規定に基づき厚生大臣が定める医療又は介護に関する給付

一　昭和四十八年四月十七日衛発第二百四十二号厚生省公衆衛生局長通知「特定疾患治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

二　平成元年七月二十四日健医発第八百九十六号厚生省保健医療局長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による治療研究に係る医療の給付

三　別に厚生大臣が定める指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）第四条に規定する指定訪問介護をいう。）に係る介護の給付

## ○農林水産省告示第三百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十二年三月七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎

（平成11年11月分）　建設省建設経済局

○着工建築物の都道府県別、12大都市別、都市別の建築主別、用途別、構造別、規模別表　建設省建設経済局

○着工住宅の都道府県別、市部・郡部・都市別の種類別、工事別、利用関係別、規模別表

公共工事着工統計調査（平成11年10月分）

○公共工事の施工都道府県別、発注者別、工事種類別、工事規模別、工事件数及び総工事費評価額

一　(一)　保安林の所在場所　静岡県天竜市小川字水船二九四の一、二九四の二

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　静岡県天竜市谷山字向坂二一六、神沢字ミサコス一七六九の一、字馬込三五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁及び天竜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## ○農林水産省告示第三百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十二年三月七日

農林水産大臣　玉沢徳一郎